

事業所税の納付により運転資金にお困りの中小企業の皆さまへ

## 経営安定化資金のご案内

この融資制度は・・・

事業所税の課税開始にあたり、新たな税負担により経営に支障をきたしている中小企業の皆さまの経営安定のために必要な短期運転資金融資制度です。

### ◆ ご利用いただける方

次の要件を満たしている中小企業者（個人・会社）、中小企業団体です。

- ① 高崎市内に主たる事業所又は本店（事業実績のないものは除きます。）を有し、市内で引き続き1年以上同一の特定事業を営んでいる方  
※「主たる事業所」…法人の市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）中の従業員割合が最も多いもの  
※中小企業団体にあつては、主たる事業所を市内に有し、事業活動を1年以上継続しているもので、その構成員の4分の3以上が市内に主たる事業所又は本店（事業実績のないものは除きます。）を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営んでいるものであることが必要です。
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方
- ③ 市税（市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税も含みます。）を完納している方
- ④ 高崎市に事業所税を申告納税された方

■ **資金用途**： 運転資金（事業所税の納付により不足する経営安定のために必要な資金）

■ **融資限度額**： 事業所税相当額（千円未満切捨て）

※ご利用は、各年度1回のみとさせていただきます。

■ **融資期間**： 12か月以内（据置なし） 元金均等月賦償還

■ **利率**： 年1.3%以内（信用保証付は0.9%以内）

■ **担保・保証人**： 金融機関の定めるところによります。

■ **申請期間**： 年間随時（ただし、高崎市に事業所税を申告納税した日から1か月以内の申請に限ります。）

■ **申請先**： 指定金融機関

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市指定金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当（市庁舎13階）へ

☎ 027-321-1258（直通）

## ■ 申請に必要な書類（提出部数は1部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書  
(金融担当窓口、市ホームページ、指定金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し(決算報告書の部分のみで結構です。)・市町村民税の確定申告書(第20号様式)の写し  
複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)の写し  
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 事業所税の領収書
- ④ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ⑤ 複数企業間で資金流用がある場合は決算書の附属明細書
- ⑥ その他市及び金融機関の指定する書類

## ■ 融資の手順

- ① **融資相談**  
↓  
借入希望の指定金融機関へ融資のご相談をしてください。
- ② **融資確認**  
↓  
融資対象者要件、資金使途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。  
確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。  
(金融機関の方でも結構です。)  
資格要件確認後に確認書を返却します。
- ③ **申込み**  
↓  
借入希望の指定金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。
- ④ **審査**  
↓  
金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。  
信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。
- ⑤ **融資実行**  
↓  
金融機関で融資決定(信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後)となると、所定の手続きを経て融資実行となります。
- ⑥ **実行報告**  
融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。
  - ・融資実行報告書
  - ・市町村民税の納税証明書(完納の証明) ※融資実行前に取得
  - ・暴力団排除に関する誓約書